



毎月第1・第3日曜日発行
広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行：三鷹市
編集：秘書広報課
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1

市役所代表電話

☎0422-45-1151(代)

ホームページ

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

携帯サイト

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/



今号の紙面から

高額医療・高額介護合算療養費を支給します 2面

65歳以上の方に「介護予防基本チェックリスト」を送付します 3面

認可保育園1次選考の内定者の公表と2次募集 3面

10月からマイナンバーの通知が始まります—社会保障・税番号制度のご案内— 4・5面

市からのお知らせ 11面から

市民税・都民税と所得税の申告が始まります

申告が必要な方はお早めに！

市民税・都民税、所得税の申告期間は、2月16日(月)～3月16日(月)です。特に3月は受付窓口が大変混雑するため、早めの提出をお願いします。平成26年分の収入と所得控除などの申告は、市民税・都民税の税額決定のほか、国民健康保険税・介護保険料などの算定や福祉関連手当などの判定、課税(非課税)証明書の交付にも必要です。

☎市民税課☎内線2342、武蔵野税務署☎53-1311



税務署で 所得税の確定申告を しましょう

☎武蔵野税務署☎53-1311

◆所得税等申告受付

☎2月16日(月)～3月16日(月)①受付＝午前8時30分から、②相談＝午前9時～午後5時(土・日曜日を除く。ただし、2月22日と3月1日の日曜日は受付)、③e-Tax(電子申告)＝24時間(くわしくは2面参照)
※所得税の還付申告書は既に受け付けています。

☎武蔵野税務署

(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)
※申告書は同税務署または国税庁ホームページ [HP](http://www.nta.go.jp/) <http://www.nta.go.jp/> で入手できます。

※駐車場は使用できないため、自家用車での来署はご遠慮ください。
※復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

◆小規模納税者などのための税理士による無料申告相談

☎2月3日(火)・4日(水)午前9時30分～正午、午後1時～4時(終了1時間前まで受付)

☎三鷹市公会堂さんさん館

※申告のみの受付は行っておりません。



郵送による市民税・都民税の申告、インターネットによる確定申告(e-Tax)については、2面をご覧ください。

市民税・都民税&所得税 早分かりチャート

スタート

一つでもチェック☑が入った方は

- 年末調整を受けていない給与収入がある(例：中途退職、アルバイト、年収2,000万円超の方など)
- 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。
- 給与所得の年末調整は受けたが、控除を受けていない控除(医療費控除など)があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- 公的年金等の収入が400万円を超えている。
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている。
- 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの控除があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- 土地・建物などの譲渡所得、生命保険料の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。
- 事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる。(※)
- 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。

※所得税は、所得金額・所得控除金額などの内容により計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

一つも当てはまらない方は

- 給与収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている。
- 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容を全て記載した「公的年金等支払報告書」が市に提出されている。
- 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、前年中の合計所得が35万円以下である。

一つでもチェック☑が入った方は

申告は不要です

一つも当てはまらない方は

三鷹市に 市民税・都民税の 申告をしましょう

☎市民税課☎内線2342

◆市民税・都民税申告受付専用会場

☎2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後4時30分(土・日曜日を除く)

☎市役所第二庁舎4階会議室

※上記会場の開設時間内に来られない方に限り、市民税課(市役所2階27番窓口)で午前8時30分～9時・午後4時30分～5時、市政窓口で午前8時30分～午後5時に、申告を受け付けます(いずれも土・日曜日を除く)。

☎①平成27年度市民税・都民税申告書、②平成26年中の収入を確認できる書類(源泉徴収票・支払調書など)、③平成26年中に支払った金額を確認できる保険料の控除証明書、医療費・雑損・寄附金などの領収書など
※申告書は2月6日(金)から同課、市政窓口で配付します。前年に市民税・都民税の申告書を提出した方には、市から2月6日(金)に郵送します。

◇上記会場開設期間中に、税理士による所得税の確定申告無料相談を行います。くわしくは2面をご覧ください。

平成27年1月1日現在にお住まいの市区町村に申告してください。なお、所得がなく、①市外居住者の税法上の扶養親族の方、②誰の扶養親族にもならない方(仕送り、遺族年金などの非課税所得で暮らしていた方など)も申告が必要になりますので、ご注意ください。

市長コラム

「マイナンバー制度」にご注目を

三鷹市長 清原慶子

平成25年5月31日に、「社会保障・税番号制度」の創設に向けた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法が公布されました。今年はこのいわゆる「マイナンバー」に関する制度が施行されることから、準備が本格化します。

平成25年4月5日、私は衆議院の内閣委員会にこの法律の制定について、基礎自治体の立場からの意見を聴きたいと参考人として招致されました。私は、具体的事例に基づき、様々な行政手続において、マイナンバーによる市民の皆様の資格確認に要する手続の簡素化や負担軽減及び手続の漏れや遅れによる不利益の防止につながる機能を活かすことの有用性を述べました。

また、個人番号の利用を最適化するための諸課題として、個人番号カードの発行を市町村が行う場合の国支援の不可欠性、「特定個人情報保護委員会」の意義、情報ネットワークの安全性と個人情報保護及び悪用防止等の確保や運用のための財源確保の必要性、災害時及び復興時に有効性を持つことなどについて意見を述べました。今は、政府IT総合戦略本部のマイナンバー等分科会の委員として市民及び自治体の視点から地域の声を発言しています。

今年の10月以降、12桁の番号が市民の皆様一人おひとりに通知される予定です。平成28年1月からは、個人番号カードを市役所で交付することになります。自動交付機で住民票の写しや印鑑登録証明書などを受け取る際には、暗証番号を登録した住民基本台帳カードや市民カードをご利用いただいていたのですが、来年からは暗証番号を登録した個人番号カードでもご利用いただけます。制度の概要については、今号の広報みたか4・5面でご説明していますので、ぜひお読みいただき、ご理解を深めていただければと思います。

なお、三鷹市では昨年10月1日に番号制度推進本部を設置しました。市長を本部長とし、すべての部長が本部長で、事務局には担当課長を置いていきます(写真)。どうぞ、マイナンバー制度にご注目を願います。



番号制度推進本部事務局の職員とともに

三鷹市長メールマガジン

市長のメッセージ、活動記録、部長コラム、新着情報などをお届けします。登録は、市ホームページまたは携帯サイトからどうぞ。



所得税確定申告で控除を受ける方へ

介護保険料は社会保険料控除の対象です

控除対象金額は、平成26年1～12月に支払った介護保険料の合計額です。下記の書類で納付額をご確認ください。

◇確認書類(第1号被保険者(65歳以上)の方)

- ・特別徴収(年金からの差し引き)＝日本年金機構または共済組合から送られる平成26年分公的年金等の源泉徴収票
- ・普通徴収(納付書での支払い)＝三鷹市介護保険料領収書
- ・普通徴収(口座振替)＝口座の通帳または1月15日に市から送付した「納付済金額のお知らせ」

※65歳未満の方は、加入する健康保険組合などに確認してください。

☎高齢者支援課☎内線2687

介護保険サービス利用料の一部は医療費控除の対象です

控除対象金額は、介護保険サービスを利用した際の領収書に記載されています。控除の対象になる費用の内容など、くわしくは市ホームページをご覧ください。

☎同課☎内線2684

◇控除の対象となるサービスと控除費用

サービス区分	サービス種類	医療費控除対象費用
居宅サービス(医療系)	訪問看護、通所リハビリなど	自己負担額、居住費、食費
居宅サービス(福祉系)	訪問介護、通所介護など(医療系のサービスと併せて利用した場合のみ)	ケアプランに基づいて医療系の居宅サービスと併せて利用した場合の自己負担額
施設サービス(医療系)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設	自己負担額、居住費、食費
施設サービス(福祉系)	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額、居住費、食費の合計額の2分の1

おむつ代医療費控除、障害者控除の証明書を発行します

証明書の発行は毎年申請が必要です。書類は受付から1週間程度で郵送します。

◇寝たきりの方のおむつ代医療費控除確認書

☎おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護・要支援認定の通知を受けていて、寝たきりで尿失禁などの可能性が介護認定資料で確認できる方

※初めて控除を受ける方は、主治医に「おむつ使用証明書」を請求してください。

※確定申告には、おむつ代の領収書も必要です。

◇65歳以上で障害者手帳などが無い方の障害者控除認定書

☎65歳以上で、要介護・要支援認定を受けており、障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方

※身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方は申請が不要です。

☎☎高齢者支援課(市役所1階11番窓口)☎内線2682へ。申請書は市ホームページからも入手できます

市民税・都民税の申告は、便利な郵送をご利用ください

例年、申告会場は大変混雑するため、郵送による申告をお勧めします。

☎①源泉徴収票など収入および所得控除の金額を確認できる書類(原本)を添付でき、医療費控除がない方、②非課税所得のみの方または収入がない方、③市外に居住している人の税法上の扶養親族となっている方

☎「〒181-8555市民税課」へ ☎同課☎内線2342

確定申告は便利なe-Tax(電子申告)をご利用ください

所得税や贈与税の申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)で送信できます。確定申告期間中(3月16日(月)まで)は24時間、土・日曜日でも申告書の提出が可能です。

◆e-Tax HP<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

※「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を印刷し、税務署へ提出することもできます。

※e-Taxを利用するには、市役所での電子証明書の発行手続き(右記)と、ICカードリーダライタ(家電量販店などで販売)が必要です。

※所得税の確定申告は税務署宛てに郵送でも申告できます。

☎武蔵野税務署☎53-1311

◆電子証明書の発行

☎午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

☎市民課(市役所1階7番窓口)

☎500円

☎住民基本台帳カード、官公署発行の顔写真付き本人確認書類

☎☎同課☎内線2326へ

税理士による所得税の確定申告無料相談

☎確定申告書A様式(給与所得・公的年金などの雑所得・配当所得・一時所得だけで予定納税額のない方)で住宅借入金等特別控除がない方(譲渡所得のある方を除く)

☎2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～11時、午後1時～3時(土・日曜日を除く)

☎市役所第二庁舎4階会議室

☎印鑑、平成26年中の収入を確認できる書類、控除のための証明書や領収書、還付を受ける場合は口座番号が分かるもの

☎市民税課☎内線2342

個人住民税の住宅ローン控除が平成27年度課税から変わります

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、平成27年度課税から、次のとおり適用期限を入居年が平成29年のものまで3年延長するとともに、控除限度額が引き上げられました。

【改正後の内容】

前年分の所得税において住宅ローン控除(特定増改築等の住宅ローン控除を除く)の適用を受ける方(入居年が平成11年～18年、または平成21年～29年に限る)のうち、所得税の住宅ローン控除額のうち所得税から控除しきれない額がある場合、次のA、Bのいずれか小さい金額を個人住民税の住宅借入金等特別税額控除額として個人住民税の所得割額から控除します。

A. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額

B. 所得税の課税総所得金額等の額の5%に相当する額(上限97,500円)

ただし、居住開始年月日が平成26年4月1日～29年12月31日で、かつ、住宅の取得に要した費用等に対する消費税等の税率が8%または10%である場合、「所得税の課税総所得金額等の額の7%(上限額136,500円)」になります。

高額医療・高額介護合算療養費を支給します

医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、被用者保険など)と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担を軽減するため、それぞれの自己負担額の合計が限度額を超えた方には、申請により、超過した分の額を支給します。

支給要件

医療保険上の世帯単位で、毎年8月1日～翌年7月31日(今年度は平成25年8月1日～26年7月31日)の医療保険と介護保険の自己負担額(※1)を合算した額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた額を医療保険と介護保険からそれぞれの比率に応じて支給します(超えた額が500円以下の場合対象になりません)。

所得区分	・被用者保険または国民健康保険+介護保険(70歳以上75歳未満の方のみ) ・後期高齢者医療制度+介護保険	被用者保険または国民健康保険+介護保険(70歳未満の方を含む)
現役並み所得者※2(上位所得者※3)	67万円	126万円
一般※4	56万円	67万円
低所得者2※5	31万円	34万円※7
低所得者1※6	19万円	

※1 高額療養費や高額介護(介護予防)サービス費の支給額を除いた自己負担額が対象です。

※2 70歳以上で3割負担の方。

※3 70歳未満で総所得金額などから33万円を差し引いた額が600万円を超える世帯(国保未加入の世帯主は含めない)。

※4 ほかのどの所得区分にも該当しない世帯。

※5 70歳以上で世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が住民税非課税で、低所得者1に該当しない世帯。

※6 70歳以上で世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が住民税非課税で、世帯員それぞれの所得が0円の世帯(年金収入のみの方は、受給額80万円以下)。ただし、低所得者1の世帯で介護(介護予防)サービス費の利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記どおりの負担限度額で計算され、介護保険者からの支給は低所得者2の自己負担限度額31万円(計算されます)。

※7 70歳未満で世帯全員(国保未加入の世帯主を含む)が住民税非課税の世帯。

申請方法

26年7月31日時点で加入していた医療保険者に申請してください。

①三鷹市国民健康保険に加入の方

市から2月中に該当世帯へ案内を送付する予定です。

②後期高齢者医療制度に加入の方

東京都後期高齢者医療広域連合が2月中に該当世帯へ案内を送付する予定です。

☎いずれも申請書を直接または郵送で①「〒181-8555保険課」(市役所1階9番窓口)、②「〒181-8555保険課高齢者医療係」(市役所1階10番窓口)へ

①②以外で、職場などの医療保険等に加入の方

加入している医療保険者にお問い合わせください。

なお、各医療保険者への申請には、三鷹市介護保険の「自己負担額証明書」の添付が必要です。証明書の発行は、医療保険および介護保険の被保険者証、印鑑、銀行などの振込口座が分かるものを高齢者支援課(市役所1階11番窓口)へ持参し、被保険者ごとに申請してください。証明書は後日郵送します。

※高額医療・高額介護合算療養費は、事由発生日から2年を経過すると時効となり申請できません。

※計算期間内に加入する医療保険や介護保険に変更があった方は、変更前の保険での自己負担額を証明する書類(自己負担額証明書)を添付して、26年7月31日時点で加入していた医療保険者へ申請してください。

☎国民健康保険の方は保険課国保給付係☎内線2386、後期高齢者医療制度の方は保険課高齢者医療係☎内線2384、介護保険の自己負担額証明書については高齢者支援課☎内線2684

65歳以上の方が対象 あなたの「元気度」を判定します！

☎高齢者支援課☎内線2623

市では介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に「介護予防基本チェックリスト」を、1月19日(月)に送付します。
 回答をいただいた方には、後日、結果票を送付し、生活機能が維持できているかどうかの判定と、一人ひとりに合ったお勧めの「介護予防教室」を紹介します。
 いつまでも元気で生き生きと暮らしていくために、チェックリストと介護予防教室をぜひご利用ください。

介護予防教室に参加してみませんか

☎総合保健センター☎46-3254

運動トレーニングや、脳活プログラムを取り入れて、心身ともに健康度を高める教室など、各地域でさまざまな事業を開催しています。くわしくは結果票に同封の、介護予防教室一覧をご覧ください。

- ◇**脳の健康教室**
簡単な計算や文章の音読で脳の血流量がアップ！ 体操やストレッチも行います。脳も体も鍛えて、認知症を予防しましょう。
- ◇**運動教室**
転倒を予防するために、筋肉や骨を丈夫にする体操やストレッチを行います。1人では難しい運動も、仲間と一緒に楽しく続けられます。
- ◇**お口と栄養**
むせやお口のかわきの予防、お口の体操やバランスのよい食事の取り方、自宅で気軽にできる運動を紹介します。
- ◇**かろやか教室**
音楽の専門家と一緒に音楽を楽しみながら、心と体の健康増進をはかります。

チェックリストが届いたら…

質問に回答して、2月5日(木)までにポストに入れてください

- ・質問は「はい」「いいえ」で答える簡単な内容です。
- ・チェックリストに関する質問があるときは、コールセンターへ。

コールセンター
☎0120-928-790
(通話無料、平日午前9時～午後5時)

結果票(※1)を確認しましょう

- ・「日常活動」「運動」「栄養」「口腔」「外出」「気分」「もの忘れ」の7つの観点から状態を判定します。
- ・昨年の判定結果と比較して、ご自分の生活機能の状態の傾向が分かります。

※1 結果票は3月25日(水)に発送予定です。

◇判定結果をもとに、あなたにお勧めの介護予防教室を紹介します(※2)。

※2 チェックリストを2月5日(木)までに返送いただいた方を優先して紹介します。締切日を過ぎてしまっても3月25日(水)までに投かんすれば、結果票を発送します(4月下旬を予定)。

認可保育園1次選考の内定者の公表と2次募集

☎子ども育成課☎内線2732

◆平成27年4月1日入園内定者の公表

一斉受付期間中に申し込んだ方に、1次選考の結果を、1月30日(金)に発送します(電話での問い合わせ不可)。

◆2次募集の受付

各保育園の2次募集の状況は、2月2日(月)から同課(市役所4階45番窓口)に掲示します(希望園の変更などをする方は必ず確認してください)。

一斉受付期間中に申し込み済みで希望園を変更したい方、新たに新年度入園を申し込む方

☎2月10日(火)午後5時までに同課へ

※1次選考で内定しなかった方は、希望園で追加募集があった場合、自動的に2次募集の対象になります(申し込みは不要)。

※2次募集の内定結果は、3月2日(月)に発送します(電話での問い合わせ不可)。

身近な相談窓口「地域包括支援センター」をご利用ください

「地域包括支援センター」は、地域の高齢者の総合的な相談窓口です。介護予防や、高齢者・介護を担うご家庭からの相談を受け付けています。
 お住まいの地域を担当するセンターへ、お気軽にご相談ください。

センター名	場所・電話	担当地域
三鷹駅周辺地域包括支援センター	下連雀4-2-8介護老人保健施設太郎内 ☎76-4500	下連雀1～4丁目 上連雀1～5丁目
東部地域包括支援センター	下連雀5-2-5特別養護老人ホーム弘済園内 ☎48-8855	牟礼、北野 新川2・3丁目
連雀地域包括支援センター	下連雀8-3-6野村病院内 ☎40-2635	下連雀5～9丁目 上連雀6～9丁目 野崎1丁目
井の頭地域包括支援センター	牟礼6-12-30介護老人保健施設はなかいどう内 ☎44-7400	井の頭
新川中原地域包括支援センター	新川5-6-31特別養護老人ホームみたか紫水園内 ☎40-7204	中原 新川1・4～6丁目
西部地域包括支援センター	深大寺2-29-13高齢者センターけやき苑内 ☎34-6536	井口、深大寺 野崎2～4丁目
大沢地域包括支援センター	大沢4-8-8特別養護老人ホームどんぐり山内 ☎33-2287	大沢



平成25年10月に着手した新施設の建設工事は、着々と進んでいます。今号では、スポーツセンターのプール整備エリアの工事進展状況を紹介します。

☎都市再生推進本部事務局☎内線2054

事業概要 市民のみなさんの安全安心と市民サービスの向上を図るため、市役所東側の東京多摩青果(株)三鷹市場跡地(新川6丁目)を中心とした約2.0haに、防災公園として災害時の一時避難場所となる公園施設とその下部にスポーツセンターを整備するとともに、老朽化し耐震性に課題のある6つの公共施設などを集約化し、防災センター機能を加えた多機能複合施設を一体的に整備します。また、防災機能の向上のため、敷地北側の市道を拡幅し、周辺道路の無電柱化を実施します。
 事業の推進に当たっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財政負担の軽減を図り、早急な整備を目指します。

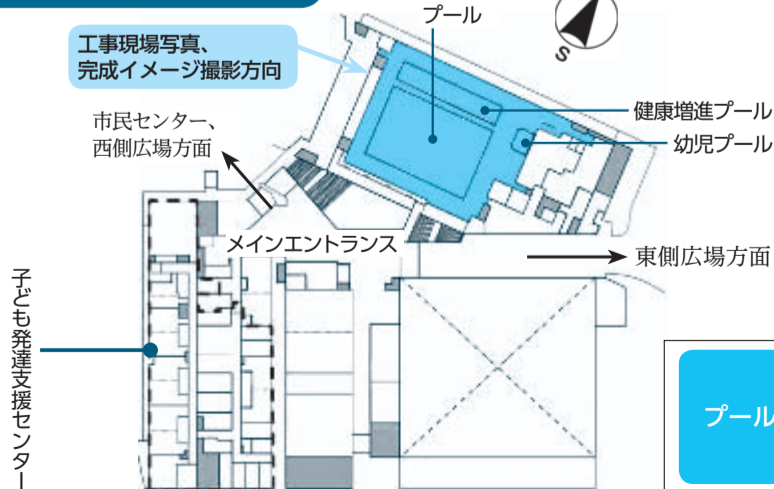


※スポーツセンターの範囲を示す点線はおおよそのものです。

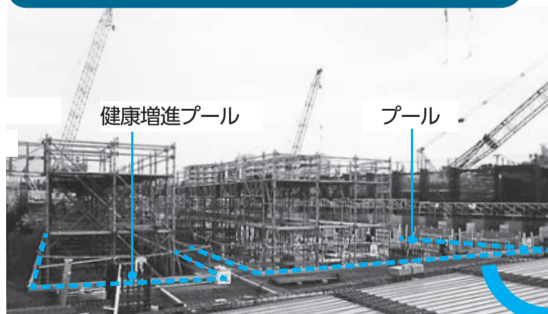
スポーツセンターのプールは、公園中央の広場北側の真下、地上1階に整備します(事業概要の施設配置図を参照)。現在、工事現場写真(下記)のとおり、プールや健康増進プールの床面の基礎・躯体工事※は完成している状況で、今後、ステンレス製の枠組みを設置し、工事を進めると完成イメージのようになります。新施設のそのほかの施設も完成に向けて、基礎・躯体工事を進めています。これからも徹底した安全管理のもと、計画的に工事を進めていきます。

※基礎・躯体工事…建物の土台の構築と、床や壁などの構造物を造る鉄骨、鉄筋、コンクリート工事

地上1階 屋内平面図



プール整備エリア 工事現場写真



プール完成イメージ



プール概要

【面積】 約1,079㎡
 【主なプール施設】 プール 25m×8コース(深さ1.35m※)
 ※可動式の床のため深さの調整が可能です。
 健康増進プール 25m×2コース(深さ1.25m)
 幼児プール 20㎡(深さ40cm)

※新施設の施設名称はすべて仮称です。

5面の続き

マイナンバーを安全に活用するため 「特定個人情報保護評価」を実施します

市民のみなさんのご意見をお寄せください

市では、「特定個人情報保護評価」(5面参照)の実施および国の特定個人情報保護委員会への評価書提出に当たり、情報の取扱件数や取扱者数など国の定める基準に従い、一部の評価書については、事前に市民のみなさんからの意見募集および「三鷹市個人情報保護委員会」による第三者点検を行います。
今回は、「住民基本台帳に関する事務」の評価書(案)について、市民のみなさんからのご意見を募集します。



「住民基本台帳に関する事務」の 特定個人情報保護評価書(案)の概要

● 基本情報

特定個人情報ファイル(5面参照)を取り扱う①事務の内容・対象者数・システムやネットワークの機能、②マイナンバーを利用する法律上の根拠、③国の設置するネットワークによる外部機関との情報連携の有無 など

● 特定個人情報ファイルの概要

①ファイルの種類・対象者の数と範囲・記録項目、②情報の入手元や提供先・方法・時期や頻度・目的・取扱者数、③外部委託の有無・委託内容・委託する対象者の数と範囲・取扱者数・提供方法・委託先名・再委託の有無、④情報の保管場所・保管期間・消去方法 など

● 特定個人情報ファイルを取り扱う際のリスク対策

特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、発生する可能性のあるさまざまなリスク(下記参照)について分析し、厳格な情報管理体制、アクセス制御などリスクを軽減させるために実施する措置について記載しています。

想定されるリスク

①目的外や不適切な方法による情報入手・提供、②不正確な情報の入手・提供、③情報漏えい・紛失・き損、④権限のない者や本来の事務以外での利用、不正な複製、関連付け(ひも付け)、⑤委託先での不正な入手・使用・提供・消去・再委託 など

そのほかのリスク対策

自己点検、監査、職員教育・啓発

ご意見の応募方法

2月16日(月)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を直接または郵送・ファクス・電子メールで「〒181-8555番号制度推進本部事務局」(市役所5階)・FAX 29-9866・Ebang@city.mitaka.tokyo.jpへ

※今回ご意見を募集する評価書(案)の全文は、1月16日から市ホームページで公開しているほか、同事務局、相談・情報センター(市役所2階)、市政窓口で配布しています。

※評価書(案)以外についての疑問やご意見などは、マイナンバーコールセンター(5面参照)へお問い合わせください。

今後の取り組み

今回寄せられたご意見などは、取りまとめのうえ市ホームページなどで公表する予定です(意見を提出した方の住所・氏名は非公表)。その後、評価書(案)は三鷹市個人情報保護委員会による第三者点検を受けたうえで、国の特定個人情報保護委員会(※)へ提出し公表されます。

また、そのほかの事務についても、国の定める基準により順次ご意見の募集および第三者点検などを実施のうえ、国の特定個人情報保護委員会へ提出します。

※特定個人情報保護委員会…マイナンバー法に基づき、マイナンバーの適正な取り扱いを確保するため、内閣府に設置される第三者機関。個人情報保護や情報処理技術、社会保障制度や税制などに関する有識者や、企業実務経験者などで構成され、特定個人情報保護評価に関する指針の策定・周知などを実施。

HP <http://www.ppc.go.jp/>



パブリックコメントに関するお知らせ

パブリックコメントを実施します

☎子育て支援課 ☎内線 2751

「三鷹市子ども・子育て支援事業計画」(素案)

市では、4月から本格的に施行される子ども・子育て支援新制度に向け、地域の子育て支援に対するニーズを把握したうえで、今後の保育施設などの整備計画を定めるものとして「三鷹市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

◆三鷹市子ども・子育て支援事業計画(素案)の概要

◆目的・位置付け

子ども・子育て支援新制度の理念・目的を実現するために、国の定める基本指針を踏まえ、地域の子育て支援に対するニーズを的確に把握したうえで、今後の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業のニーズの見込みと確保方策を定めたものです。また、本計画は次世代育成支援対策推進法で定める市町村行動計画としての側面を持ち、現行の三鷹市次世代育成支援行動計画(後期計画)の内容を継承します。

◆計画期間

平成27年度から31年度までの5年間とし、以降改定していきます。

◆計画の構成

計画の前提、計画の基本方針などおよび計画期間における幼児期の学校教育・保育などのニーズの見込みと確保方策などを掲載した「総論」と、市町村行動計画として子育てに関する諸施策を掲載した

パブリックコメントの結果をお知らせします

☎健康推進課 ☎4・3254

「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」を確定

市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行いました。9月21日～10月14日にパブリックコメントを実施し、1人の方から1点のご意見をいただきました。
いただいたご意見(◆マーク)とそれに対する市の考え方(△マーク)は次のとおりです。

「各論」で構成されています。

◆主な内容

- ・幼児期の学校教育・保育のニーズの見込みおよび確保方策
 - ・地域子ども・子育て支援事業の充実
 - ・待機児童の解消への取り組み
 - ・幼児教育の充実
 - ・妊娠から切れ目のない支援体制の充実
 - ・学校教育の充実
 - ・子育てしやすい生活環境の整備および子どもの安全の確保
 - ・仕事と子育てとの両立の支援
 - ・特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援の推進
- ※計画(素案)の全文は、市ホームページからご覧になれるほか、同課(市役所4階)、相談・情報センター(市役所2階)、子ども家庭支援センター(のびのびひろば・すくすくひろば)、市民協働センター、市政窓口でも配布しています。

◆みなさんのご意見をお寄せください

2月9日(月)までに、住所・氏名・電話番号(団体の場合は、所在地・団体名・代表者の氏名・電話番号)を直接または郵送・ファクス・電子メールで「〒181-8555子育て支援課」・FAX 48-38052・Ebang@city.mitaka.tokyo.jpへ

◆ワクチンの義務化について

△ワクチン接種は、政府による緊急事態宣言が行われない場合は、接種の努力義務はありません。緊急事態宣言が行われた場合、努力義務があります。

いただいたご意見や市の考え方、確定した「三鷹市新型インフルエンザ等対策行動計画」の全文は、市ホームページからご覧になれるほか、総合保健センター、相談・情報センター(市役所2階)、市民協働センター、市政窓口でも配布しています。



パブリックコメント 市の重要な政策を策定する際に、原案を公表して広く市民のみなさんから意見を求め、いただいた意見を考慮しながら政策を決定すること。

10月からマイナンバーの通知が始まります

—— 社会保障・税番号制度のご案内 ——

平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」が公布され、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方に個人番号(マイナンバー)を付番し、同一人であることを確認するための「社会保障・税番号制度」が創設されることが決まりました。マイナンバーは、公平・公正な社会の実現や行政手続の利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号で、市では法律の定めに従い、今年10月からのマイナンバーの通知に向けた準備を進めています。

今号では、市民のみなさんにマイナンバーへの理解を深めていただくために、制度の概要と今後のスケジュールをご紹介します。

☎番号制度推進本部事務局 ☎内線2192



「マイナちゃん」番号(数字の1)を大切に掲げているウサギを表した、国のマイナンバーの広報キャラクターです。

マイナンバーの概要とメリット

●マイナンバーとは

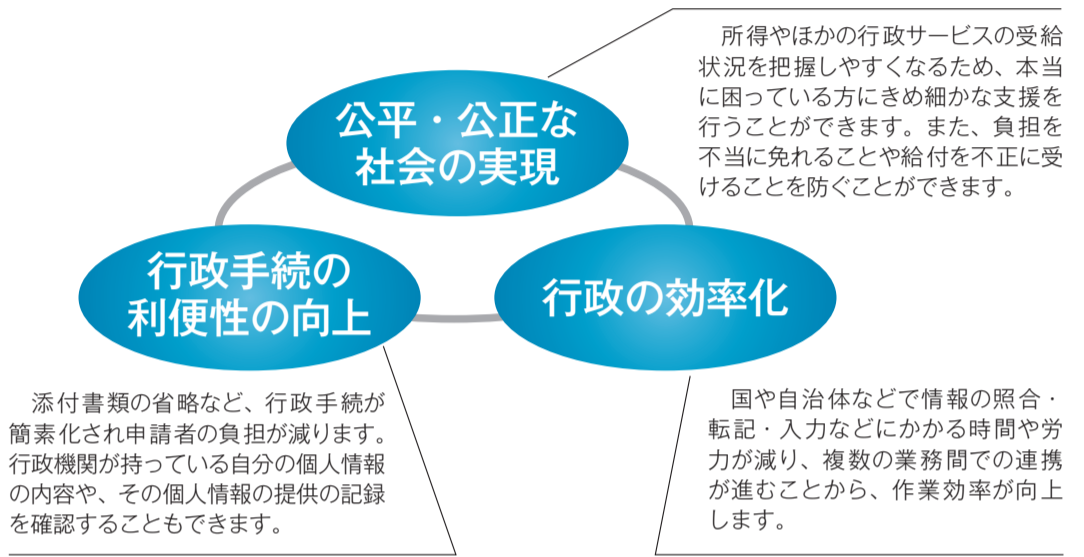
10月から、日本国内の市区町村に住民登録のある全ての方に通知される12桁の番号です。マイナンバーは一生使うもので、原則として不変ですが、「番号が漏えいするなどし、不正に使われるおそれがある場合」には変更できることとなっています。

●マイナンバー導入のメリット

現在、行政機関(国)・地方公共団体(自治体)などには年金の基礎年金番号、介護保険の被保険者番号、自治体内での事務に利用する宛名番号のように、事務を行う機関ごとに個人を特定するための番号が複数存在しています。そのため、異なる分野や機関で管理している情報が同じ方であることを確認するための各種書類を添付していただくなど行政手続の際に申請者にさまざまな負担が生じています。

各分野・各機関で横断的に一つのマイナンバーを活用する社会保障・税番号制度の導入によって、たとえば、個人の所得をより正確に把握して公平な税負担を実現する、あるいは、年金・医療保険などの社会保障をより的確に提供するなど効果が期待されています。

■マイナンバー導入のメリット



マイナンバーを安全に利用するための取り組み

●マイナンバーの利用範囲は法律で定められています

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律で定められた行政手続でのみ使用します(下表参照)。また、他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者が特定個人情報(マイナンバーそのものおよびマイナンバーを含む個人情報)、またはこれらの情報を電子化した特定個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

社会保障分野	年金	・年金の資格取得や確認・給付 など
	労働	・雇用保険の資格取得や確認・給付 ・ハローワークの事務 など
	医療	・医療保険の保険料徴収 など
	福祉	・福祉分野の給付 ・生活保護 など
税分野		・税務当局における確定申告・源泉徴収などの事務 ・税務当局の内部事務 など
災害対策分野		・被災者生活再建支援金の支給 ・被災者台帳の作成事務 など

※このほか、社会保障・地方税・災害対策分野に関する事務やこれらに類する事務で、自治体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

●情報システムの安全を確保します

マイナンバーが含まれる個人情報は一元管理は行わず、国や自治体などは行政手続に必要な場合のみネットワークを通じて情報照会・情報提供を行います。また、ほかの自治体の保有する情報を照会するときは、「番号」を暗号化するなど安全に配慮して情報連携を行います。さらに、特定個人情報(または特定個人情報ファイル)を扱う職員を限定してアクセスを制限し、情報照会・提供時には専用回線を使用したりデータを暗号化するなど、不正利用や情報漏えいへの対策に万全を期します。

●特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報を取り扱う国や自治体など全ての機関は、安全対策が十分に取られていることを確認するため、法律により「特定個人情報保護評価」の実施と評価書(※)の作成が義務付けられています。

これは、特定個人情報を取り扱うことにより個人のプライバシーなどの権利や利益に与える影響を踏まえ、情報漏えいなどのリスクを分析し適切な措置を取るための仕組みで、作成した評価書は国の特定個人情報保護委員会へ提出します。

市では法律の定めに従い評価を実施し、このうち、情報の取扱件数や情報の取扱者数など国の定める基準により、一部の評価書については市民のみなさんからの意見募集(4面参照)および「三鷹市個人情報保護委員会」による第三者点検を行います。また、そのほかの評価書についても、第三者点検などを実施のうえ、国の特定個人情報保護委員会へ提出します。

※評価書には①基礎項目評価書、②重点項目評価書、③全項目評価書の3段階があり、情報の取扱件数、情報の取扱者数、過去の情報漏えい事故の有無などの条件により、どの段階が必要が定められています。

今後のスケジュール

マイナンバーの導入の手順や運用に関するスケジュールは、次のとおりです。

10月 「通知カード」の発行

市から12桁のマイナンバーを通知するカードをお送りします。

※通知カードは公的な本人確認書類ではありません。

平成28年1月 行政手続での利用開始 「個人番号カード」の交付開始

社会保障・税・災害対策分野の行政手続で利用を開始します。また、希望者には申請により、個人番号カード(顔写真付きのICカード)が交付されます。個人番号カードは、公的な本人確認書類として利用できます。

※個人番号カードの申請方法などは、今後の「広報みたか」や市ホームページなどでお知らせします。

左記以降、平成29年1月からは国の機関での情報連携が開始されるほか、マイナンバーを含む自分の個人情報ほかの機関へ提供された記録をインターネットで確認できる「情報提供等記録開示システム」が稼働する予定です。また、7月からは自治体などでも情報連携が開始される予定です。

●法人にも番号が付番されます

マイナンバーの導入に併せて、企業などの法人にも国税庁長官から13桁の法人番号が付番されます。個人番号とは異なり、法人番号は公開され、官民を問わずさまざまな用途で活用されます(法人格のない団社は代表者などの同意が必要)。1つの法人などに1つの法人番号が付番され、営業所、事業所単位に付番されるものではありません。また、個人事業主には付番されません。

マイナンバーについてよりくわしく知りたい方へ

国では、マイナンバーに関する最新情報を提供しています。

◆マイナンバー・ポータルサイト(ホームページ)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆マイナンバー公式ツイッター

https://twitter.com/mynumber_pr

◆マイナンバーコールセンター(有料)

☎0570-20-0178

外国語(英語)対応

☎0570-20-0291

午前9時30分～午後5時30分

(土・日曜日、祝日を除く)

介護者のランチ会

☎2月24日(火)正午~午後2時
※市役所発着の送迎有り。希望者は事前に申し込む。
人市内在住で家族の介護をしている方、介護経験者30人
所かごの屋三鷹野崎店(野崎2-7-17)
¥1,500円
申 1月19日(月)~30日(金)に三鷹市社会福祉協議会☎79-3505へ(申込多数の場合は在宅介護中の方を優先して抽選)

かいほり報告会

一よみがえる!井の頭池!
井の頭恩賜公園100年実行委員会水と緑部会
☎3月8日(日)午後1時30分~4時30分
人180人程度
所武蔵野公会堂ホール(武蔵野市吉祥寺南町1-6-22)
申 1月20日(火)~2月20日(金)に必要事項(11面参照)を認定NPO法人生態工房☎・FAX27-5634(土・日曜日、祝日を除く午前10時~午後7時)、同委員会ホームページHPhttp://inokashirapark100.com/へ(先着制)



3月の小学校校庭開放(団体貸切)の予約受付

☎市ホームページでご確認ください
申 2月1日(日)~7日(土)に各コミュニティセンターへ
問 スポーツ振興課☎内線3322

太極拳初心者講習会

☎三鷹駅周辺住民協議会
☎2月7日(土)午後2時~4時
人中学生以上30人
所三鷹駅前コミュニティセンター
講三鷹市武術太極拳連盟のみなさん
申 直接または電話で同センター☎71-0025へ(先着制)

冬季中学生ソフトテニス強化大会

☎三鷹市ソフトテニス連盟、三鷹市体育協会
☎2月8日(日)午前8時40分~午後4時(雨天の場合は15日(日)に順延)
人市内の中学1・2年生120人
所大沢総合グラウンドテニスコート
¥100円(保険料)
物ラケット、シューズ、タオル、帽子、

飲み物
申 1月23日(金)午後6時までに同連盟(川岸)☎goddess3103@gmail.com、同連盟ホームページHPhttp://mtksta.com/へ(先着制)
問 同連盟(宮越)☎47-0516(1月23日(金)午後4時まで)

パドルテニス初心者講習会

☎連雀地区住民協議会
☎2月14~28日の毎週土曜日午後1時30分~3時30分(全3回)
人小学生以上の市民30人(低学年は保護者同伴)
所連雀コミュニティセンター
物室内履き、飲み物
申 直接または電話で同センター☎45-5100へ(先着制)

フィットネス教室

☎2月17日~3月24日の毎週火曜日午後1時15分~2時45分(全6回)
人在学・在勤を含む16歳以上の市民40人
所第一体育館
¥1,200円
物タオル、室内履き、飲み物
申 1月30日(金)(必着)までに往復はがきで必要事項(11面参照)・性別・健康上で気になることを「〒181-8505スポーツ振興課」へ(申込多数の場合は抽選)
問 同課☎内線3326

第34回三鷹市室内水泳選手権大会

☎東京都、(公財)東京都体育協会、三鷹市体育協会、三鷹市水泳連盟
☎2月22日(日)小学生=午前9時~正午、中・高校生、一般=午後1時~5時
人在学・在勤を含む小学生以上の市民
所第二体育館屋内プール
¥一般の部のみ800円
申 1月24日(土)~31日(土)正午に申込書(同連盟ホームページHPhttp://suien.mitaka.tokyo.jp/から入手)を同連盟☎kyougi@suien.mitaka.tokyo.jpへ
※個人の申込は、三鷹市体育協会でも受け付けます。
問 同連盟(日隈)☎31-1706(夜間のみ)



6丁目介護者ひろば

☎1月23日(金)午後1時~3時
人介護者、介護経験者
所みんなの家6丁目(下連雀6-13-10、

篠原病院敷地内)
☎当日会場へ
問三鷹市社会福祉協議会☎79-3505
杏林大学「女性研究者研究活動支援事業」キックオフシンポジウム 保育
☎1月24日(土)午後2時~4時10分
人保育(1歳~未就学児)10人程度
所同大学三鷹キャンパス大学院講堂
講(独)国立女性教育会館理事長の内海房子さん など

申 当日会場へ。保育希望者は1月23日(金)までに必要事項(11面参照)・お子さんの氏名(ふりがな)・年齢を同大学☎47-5512(ダイヤルイン3248)へ(先着制)

三鷹いきいきプラス 無料パソコン講習会

☎1月26日(月)・29日(木)午前10時~午後0時30分
人おむね55歳以上の市民でパソコン初心者・未経験者10人
所三鷹産業プラザ
申 1月19日(月)以降の月・水・金曜日午前10時~午後4時に同会事務局☎70-5753へ(先着制)
※受講者は同会の会員になっていただきます(入会金・会費は無料)。

ミタカフェ&iクラブセミナー「お客様とのきずなを作るポイント」

☎1月26日(月)午後7時~8時30分
人15人
所三鷹産業プラザ
講NPOテニスネットワーク理事長の中山和義さん
¥500円
申 ミタカフェ☎mitacafe@mitaka.ne.jpへ(先着制)

講演会「青少年をサイバー犯罪から守るために」

☎市、三鷹市青少年対策地区委員会
☎1月27日(火)午後1時30分~2時30分(1時から受付)
人120人
所三鷹市公会堂さんさん館
申 当日会場へ(先着制)
問 児童青少年課☎内線2712

リサイクル市民工房の催し

☎①パッチンネコさん作り=1月28日(水)、②キルトで作るハートボックス作り=2月4日(水)、③羊毛のぼたん作り=2月5日(木)、④紙バンドの羊ストラップ作り=2月11日(祝)、⑤羊毛雪だるま作り=2月12日(木)、いずれも午後1時~3

時30分
人各回8人
物①洗たくばさみ(大小どちらでも可)、布地(あれば伸縮性があるもの)、裁縫道具、②布(50×50cm2枚)、ハート用布(5×25cm)、接着芯(50×50cm)、裁縫道具、③ぼたん、羊毛、羊毛針、台用のスポンジ、④紙バンド、ストラップ、黒サインペン、はさみ、⑤白い羊毛、羊毛針、台用のスポンジ
申 ①1月20日(火)までに同工房☎34-3196へ、②③1月27日(火)・④⑤2月3日(火)(いずれも必着)までに往復はがきで必要事項(11面参照)を「〒181-8555ごみ対策課」へ(申込多数の場合は抽選)

市民講座「片づけなきゃ親の家、片づけたい自分の家」

☎1月31日(土)午前10時~11時30分
人在勤を含む市民100人
所市民協働センター
講サマンサネット代表の杉之原富士子さん
申 三鷹駅周辺地域包括支援センター☎76-4500へ

文学講座宮沢賢治 ふしぎな「賢治ワールド」へようこそ

☎大沢住民協議会
☎2月1日、3月1日、4月5日、5月10日、6月7日の日曜日午後2時~4時(全5回)
所大沢コミュニティセンター
申 1月25日(日)までに同センター☎32-6986へ

ほのぼのネット員研修 聴講生

☎①地域の中にある貧困を見つめる・②発達障がいへの理解と支援のポイント=2月2日(月)、③介護保険制度と改正のポイントについて=2月4日(水)、④ボランティア活動「長続き」マニュアル=2月12日(木)、⑤障がい者が、地域の中で、アタリマエの生活を一身体障がいについて=2月23日(月)、⑥「地域防災」発災から復興、生活支援にかけて住民ボランティアの果たす役割=3月2日(月)、①④⑤午前10時~正午、②③⑥午後1時30分~3時30分
人各5人程度
所福祉会館
講①スープの会の後藤浩二さん、②(一社)発達障がいファミリーサポートMarbleの福岡広美さん、③市高齢者支援課、④東京都健康長寿医療センター研究所の鈴木宏幸さん、⑤みたか街かど自立セ

チケットインフォメーション



☎(公財)三鷹市芸術文化振興財団☎47-5122
HP http://mitaka.jpn.org/

横山幸雄 ピアノ・リサイタル・シリーズ Voyage 第9回 フォーレとショパンのピアノ作品より

芸術文化センター 風のホール 全席指定 保育
2月15日(日) 15:00開演
チケット発売中
会員=3,600円 一般=4,000円
U-23(23歳以下)=2,000円
[曲目]フォーレ:バラード 嬰へ長調、即興曲第2番 へ短調、ノクターン 第4番 変ホ長調、舟歌 第4番 変イ長調、ショパン:幻想即興曲、ノクターン 第14番 嬰へ短調、舟歌 嬰へ長調 ほか
横山幸雄
©Masafumi Nakayama



桃月庵白酒 三遊亭兼好 二人会

芸術文化センター 星のホール 全席指定 保育
4月25日(土) 14:00開演
チケット発売日 会員=1月18日(日) 一般=1月22日(木)
会員=2,700円
一般=3,000円
学生=2,000円
高校生以下=1,000円
出演:桃月庵白酒、三遊亭兼好、桃月庵はまぐり、恩田えり社中(おはやし)
桃月庵白酒
三遊亭兼好



立川志の輔独演会

三鷹市公会堂 光のホール 全席指定 保育
5月2日(土) 14:00開演
会員=3,150円 一般=3,500円
申 2月3日(火)(消印有効)までに往復はがきで必要事項(11面参照)・希望枚数(1人2枚まで)・マークル会員は会員番号(※)を「〒181-0012上連雀6-12-14三鷹市芸術文化センター」へ(1人1通。申込多数の場合は抽選のうえ、2月26日(木)に結果を発送)
※友の会マークル会員優先枠があります。
※座席の希望には応じられません。
立川志の輔



PARTNER 財団主催の公演チケットまたはチケット半券で、三鷹駅周辺の「公演チケットパートナーショップ」協力店でさまざまなサービスが受けられます(サービス有効期間は公演日から7日間)。

チケットお求め方法
発売初日は電話とインターネットで受け付けし、窓口販売は翌日からです。

- 電話予約 芸術文化センター ☎47-5122 10:00~19:00
●インターネット予約(要事前登録) パソコン http://mitaka-art.jp/ticket 携帯電話 http://mitaka-art.jp/ticket-m (座席自動採番)
●窓口販売 10:00~19:00 月曜日休館 (月曜日が休日の場合は開館し、休日を除く翌日・翌々日が休館) 芸術文化センター/三鷹市公会堂さんさん館/美術ギャラリー

MITAKA ARTS NEWS on TV 放映中!
財団主催の公演・展覧会情報を紹介する番組を放映しています! 地デジ11チャンネル(J:COMチャンネル 武蔵野・三鷹)で毎日放映中!(第1・3火曜日更新) 12:50~13:00/22:15~22:25

所教育センター

申いずれも期間中会場へ

問指導課☎内線3243

星と森と絵本の家の催し(1月)

日①星のおはなし「ワクワクプラネタリウム」=24日(土)午後1時から(0時30分から受付。全6回上映(1回15分程度))、②草木染めワークショップ=31日(土)午前10時30分～午後3時

人①各回10人程度、②20人(乳幼児連れの参加不可、小学5年生以上は1人でも参加可)

料①小学生以上100円、②500円

物②ゴム手袋、エプロン、飲み物、昼食、持ち帰り用袋

申問①当日会場へ、②直接または電話で同施設☎39-3401へ(いずれも先着制)

子ども向けメニュー料理講習会

「子どもが好きな和食」 保育

日1月30日(金)午後2時～4時(1時45分から受付)

人市内在住で1～3歳のお子さんの保護者15人、保育(1～3歳)

所井の頭コミュニティセンター新館

申問直接または電話ですくすくひろば☎45-7710へ(先着制)

平成26年度中学生による薬物乱用防止ポスター・標語展

日市、東京都薬物乱用防止推進三鷹地区協議会

日2月2日(月)～6日(金)午前8時30分～午後5時(6日は4時まで)

所市役所1階市民ホール

申期間中会場へ

問児童青少年課☎内線2711

すくすくひろばの催し(2月)

◆節分制作と集会

日2日(月)・3日(火)①午前10時～11時15分、②午後1時30分～2時45分

※集会は3日のみ。

物あればカメラ

申当日会場へ

◆ベビーマッサージ

日10日(火)①午前10時30分～正午、②午後1時30分～3時

人初めて受講する市内在住の①5～8カ月のお子さんと保護者、②4カ月までのお子さんと保護者各25組

申1月27日(火)から直接または電話で同ひろば☎45-7710へ(先着制)

◆年齢別あそびまじょ うさぎぐみ「からだを動かしてあそぼう」

日12日(木)午前10時15分～11時15分、11時30分～午後0時30分

人平成24年12月1日～25年4月1日生まれのお子さんと保護者各10組

日1月29日(木)から直接または電話で同ひろば☎45-7710へ(先着制)

問同ひろば☎45-7710

遊びの中で子どもは育つ(全3回)

日①なりきり歌舞伎体操=2月14日(土)午前10時～10時50分、11時～11時50分、②幼児の遊びと身体の発達について=2月28日(土)午前10時～11時30分、③親子で体操=3月14日(土)午前10時～11時30分

※②保護者は座学を受講、お子さんは遊びを体験。

人3～6歳のお子さんと保護者30組

所①②三鷹市公会堂さんさん館、②③第二体育館

講①歌舞伎役者の中村橋吾さん、②東京学芸大学名誉教授の杉原隆さん、NPO法人あそび環境Museumアフタフ・バーバン、③アクション女優の秋本つばささん

申1月30日(金)(必着)までに必要事項(11面参照)を往復はがきで「〒181-8505スポーツ振興課」へ(申込多数の場合は抽選)

問同課☎内線3324

あそびとおしゃべりの会(2月)

日所新川中原コミュニティセンター・大沢コミュニティセンター・井口コミュニティセンター=18・25日、井の頭コミュニティセンター・牟礼コミュニティセンター=25日、いずれも水曜日午前10時30分～正午

人0～3歳のお子さんと保護者

申当日会場へ

問すくすくひろば☎45-7710

障がいのある方

障害者総合支援法の対象となる難病疾病が拡大されました

1月1日から、ホームヘルパーなどの障害福祉サービスや日常生活用具の対象疾病が、130から151に拡大されました。サービスの利用には一定の手続きが必要です。

問障がい者支援課☎内線2653

健康

多摩府中保健所精神保健相談(2月)

日①アルコール相談=9日(月)午後2時～4時、②思春期相談=13日(金)午前9時30分～11時30分、③精神保健医療相

談=17・24日の火曜日午後2時～4時

所同保健所武蔵野三鷹地域センター

申問同保健所☎042-362-2334へ

健康セミナー

「危ないお口あけっぱなし」

日三鷹駅周辺住民協議会

日2月19日(土)午後1時30分～3時30分

人40人

所三鷹駅前コミュニティセンター

講医師の佐野真弘さん

申当日会場へ(先着制)

問同協議会☎71-0025



みたかボランティアセンター新春交流会

日1月24日(土)正午～午後3時(荒天の場合は翌日に順延)

申当日会場へ

◆ふるしき市出店者募集

料1区画500円

申1月23日(金)までに同センター☎76-1271へ(1人2区画まで)

問同センター☎76-1271

新春・三味線と唄を楽しむ会

日1月25日(日)午後1時30分～2時30分

所老人福祉センター(福祉会館内)

申当日会場へ

問三鷹市社会福祉協議会☎46-1108

冬のコンサート

日三鷹駅周辺住民協議会

日1月25日(日)午後2時から(1時30分開場)

人100人

所三鷹駅前コミュニティセンター

申当日会場へ(先着制)

問同協議会☎71-0025

第19回福祉映画会

「ぼくたちの家族」

日三鷹市社会福祉協議会、三鷹市ボランティア連絡協議会

日2月1日(日)①午前10時30分から、②午後2時から

所三鷹市公会堂光のホール

料大人1,200円(社協会員は1,000円)、小学～高校生500円、親子ペア券1,500円(社協会員は1,300円)、障がいのある方800円(付き添い1人同額)

申チケットを福祉会館、コミュニティセンター、みたかボランティアセンターなどで購入

問みたかボランティアセンター☎76-1271

認知症の方を支える家族の会

日2月4日(水)午後1時30分～3時30分

人家族の介護をしている方

所連雀コミュニティセンター

申当日会場へ

問連雀地域包括支援センター☎40-2635

がんばる地域応援プロジェクト発表会・交流会

日2月7日(土)午前9時30分～午後1時

所市民協働センター

申当日会場へ

問コミュニティ文化課☎内線2516

高齢者のインフルエンザ予防接種への一部公費負担は1月末までです

都内のインフルエンザが「流行警報」レベルに

日1月31日(土)まで

人接種日当日、①満65歳以上の市民、②60歳以上65歳未満の市民で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方

所市内協力医療機関(「広報みたか」10月5日発行号・市ホームページに掲載) ※武蔵野市、調布市、小金井市、杉並区、世田谷区の協力医療機関でも接種できます(杉並区・世田谷区で接種の場合は、総合保健センターで発行する予診票が必要)。

料自己負担金2,200円(助成は1回のみ、協力医療機関で支払い)

申健康保険証など、年齢や住所を確認できるものを協力医療機関に持参し、所定の予診票に必要事項を記入して接種を受けてください(接種前の検温や診察の結果により、接種できない場合があります)

※生活保護受給世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯の方は、自己負担金が免除されます。生活福祉課(市役所2階21番窓口)で交付する予診票(免除用)と保護受給等証明書を医療機関へお持ちください。

問同センター☎46-3254

健康コラム
ジェネリックの使用効果を誤解していませんか?

ジェネリック(後発医薬品)は、特許が切れた後に発売される、新薬先発医薬品と同等の効き目を有する医薬品です。開発に要する費用を安く抑えられるため、新薬に比べて安価に製造販売されます。ジェネリックが勧められる背景には、増え続ける医療費を抑制し、国民皆保険制度を守ろうとする目的があります。医療費は健康保険で賄われているほかに、税金から補てんされる部分があり、これらを適正化しようというわけなのです。

いくらジェネリックを使用するといっても、治療効果や安全性に問題があるようでは意味がありません。内服薬(飲み薬)において、その効果は、薬効成分が血液中にどれだけ存在し、どのように吸収されたか(血中濃度)によって決まります。その量や吸収のされ方が同じであれば、同等の効果が得られます。ジェネリックは新薬と同等の血中濃度が得られるように設計された薬剤ですので、同等の効果が期待できます(ただし副作用も同等です)。

ところがジェネリックに変更すると効き目がよくないとか、副作用が出るといった話がしばしば聞かれます。それらは体調や病状の変化、薬の外観の違いにより効き方が異なるように感じることが主な原因です。下痢や便秘、頭痛など日常的に見られる症状が重なるなど、ジェネリックへの変更が原因ではないかと疑う向きもあり、実際は使用と症状のタイミングが重なったにすぎないということも少なくなく、ジェネリックが医薬品として劣るわけはありません。

また医薬品は、薬効成分にさまざまな添加物を加えて製造されます。添加物まで考慮すると、ジェネリックは必ずしも新薬と同じではありません。有効成分やその含量は全く同じです。そのため添加物が違うから効果や安全性が異なるのではないという意見もありますが、得られる血中濃度が同じであれば効果は同じであり、同等の効き目が期待できるのです。添加物自体には何ら作用はなく、薬の効果が影響を及ぼすことのない、食品などにも用いられている物質です。仮にアレルギーらしき症状が見られたとしても、ジェネリックだからではなく、新薬にも同じ添加物を使用されていることも珍しくないのです。ジェネリックに問題があると考えるのは誤りです。

薬局でジェネリックを勧めるのは、自己負担が減るからではなく、医療費を効率的に使うためです。30円しか安くなりなくても、医療費としては100円の削減効果があります(3割負担の場合)。

ジェネリックへの変更を打診されたらためらっている方や不安のある方は、三鷹市薬剤師会の会員薬局にご相談ください。
問三鷹市薬剤師会☎49-7766

市からの お知らせ

記号の意味

- 主催者
- 日時・期間
- 対象・定員
- 場所・会場
- 講師
- 費用(記載のないものは無料)
- 持ち物
- 申込方法
- 問い合わせ
- 保育(保育あり)

申し込み記入例



あて先は
各記事の申込先へ

住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所〇〇課へ

往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を
記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育希望の有無など)



お知らせ

住民票などのコンビニ交付を一時停止します

コンビニ交付のサーバー機器を更改するため、コンビニエンスストアでの住民票の写し・印鑑登録証明書などの交付を一時停止します。市内の自動交付機は使用できます。

◆停止日時 1月28日(水)午後9時～11時、29日(木)午前6時30分～午後11時
※作業の状況により、停止時間を変更する場合があります。

☎市民課 ☎内線2326

2015年農林業センサスにご協力ください

2月1日を期日として、農林業に関する統計調査を実施します。1月中旬から、顔写真付き調査員証を携帯した調査員が市内の農林業関係者の方々を訪問しますので、ご協力をお願いします。

※調査関係者には守秘義務が課せられています。また、調査内容を統計の作成以外に使うことは一切ありません。

☎企画経営課 ☎内線2117

シジュウカラの巣箱全200個を希望する市民に配布します

☎1月31日(土)(消印有効)までに必要事項(上記参照)を往復はがきまたはインターネットで「〒181-0014野崎3-12-14NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会」・HP<http://hanakyokai.or.jp/>へ(1世帯1個、申込多数の場合は抽選)
※巣箱は2月17日(水)午前9時30分～午後3時30分に市役所1階市民ホールでお渡します。

☎同協会 ☎31-2671

などで使用する構築物・機械・備品などを有する方
※対象者には昨年12月1日に申告用紙を送付しました。届いていない場合はご連絡ください。

☎2月2日(月)までに資産税課(市役所2階28番窓口)へ

☎同課 ☎内線2363

※賃貸ビルなどを借りて事業をしている方(テナント)が、自身の費用で施工した内装・造作・建築設備なども償却資産として申告が必要です。

※eLTAX(エルタックス、地方税電子申告・納税システム)による電子申告もできます。くわしくはeLTAXホームページHP<http://www.eltax.jp/>または同ヘルプデスク ☎0570-081459へ。

私道非課税扱いの申告

1月1日現在で次の条件をすべて満たす私道は、申告によって平成27年度以降の固定資産税・都市計画税が非課税扱いとなります。

- ①幅員が1.8m以上、②起点、終点が公道に接続、またはそれに準じるもの。
- なお、行き止まりの私道であっても当該道路のみによって接道している建築物が2戸以上存在する場合は対象、③使用上の制約を設けず、広く不特定多数の方が利用、④道路の形態が整い、道路敷地が明確、⑤求積図(土地の面積を測量した図面)などによって私道部分が特定

☎2月2日(月)までに資産税課(市役所2階28番窓口)へ

☎同課 ☎内線2366

※すでに非課税扱いを受けている私道については、申告の必要はありません。

などを記載した「公的年金等の源泉徴収票」を1月中に郵送します。確定申告などで必要なため、大切に保管してください。届かないときや紛失した場合は、お問い合わせください。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

※障害年金、遺族年金は非課税のため、源泉徴収票の送付はありません。

会社を退職したときには国民年金の手続きを

国内居住の20歳以上60歳未満の方が会社などを退職し、厚生年金や共済組合の加入者でなくなった時は、国民年金加入の手続きが必要です。また、扶養されていた配偶者(第3号被保険者)も手続きが必要です。

☎年金手帳、離職票などを市民課(市役所1階3番窓口)、市政窓口へ

☎同課 ☎内線2394、武蔵野年金事務所 ☎56-1411

2月2日(月)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期(第7期)です

納期内納付にご協力をお願いします。分割納付など、納税の相談は納税課へ。

◆納付は便利な口座振替で

☎納税通知書、通帳またはキャッシュカード、口座届出印を同課(市役所2階25番窓口)、市政窓口、指定金融機関、郵便局へ

☎同課 ☎内線2433(納税相談)・☎内線2417(口座振替)

※勤務先の健康保険に加入したときは国民健康保険脱退の手続きが必要です。

☎①ちびっこの日=開館日の午前9時～午後1時、②サークルタイム=月～土曜日の午前11時30分～正午、③ちびっこの日スペシャル「アスレチック」=21日(水)午前10時～正午、「誕生会」=29日(木)午前11時30分～正午

☎当日会場へ

◆第23回ドッジボール大会

☎2月21日(土)①午前10時から、②午後1時30分から

☎市内の小学生、1チーム7～10人(①1～3年生、②4～6年生)

☎所 二中体育館

☎物 タオル、上履き、飲み物

☎1月19日(月)～2月13日(金)に申込用紙を直接またはファクスで西児童館 FAX 31-6261へ

☎西児童館 ☎31-6039

東児童館の催し(1月)

◆乳幼児おやこひろば

☎①わくわくランド=19日～30日の月・火・金曜日午前10時～午後2時、②ひよこランド=21・28日の水曜日午前10時～午後1時

☎①0歳～就学前のお子さん、②0・1歳のお子さん

◆正月まつり

昔あそび、餅つきの実演(お餅1皿50円、箸持参)など。

☎24日(土)午前11時30分～午後3時

☎いずれも当日会場へ

☎同館 ☎44-2150

市立小・中学校の作品展

☎市立小・中学校教育研究会、市教育委員会

◆小学校画展作品展

☎1月21日(水)～24日(土)午前9時30分～午後5時(24日は3時まで)

☎所 芸術文化センター

◆小・中学校書初作品展

☎1月27日(火)～2月6日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)

子育て・教育

西児童館の催し

◆乳幼児のおそびひろば(1月)



税金

償却資産の申告はお早めに

☎市内に事業用資産(会社、工場、商店

国保・年金

高齢年金を受給している方に源泉徴収票が郵送されます

日本年金機構では、高齢年金を受給している方全員に平成26年中の年金支払総額や介護保険料額、源泉徴収税額

あなたがい善意

(敬称略)

三鷹市社会福祉協議会への寄付(平成26年11月分)

●一般寄付

東京土建一般労働組合三鷹支部	26,100円	匿名(3件)	173,137円
東京三鷹ライオンズクラブ	20,000円		
徳水 悦子	10,000円		
三鷹市赤十字奉仕団	10,000円	●一円硬貨募金	
よこやま整骨院	6,559円	山中百生会	9,001円
北多摩建設産産業労働組合	5,426円	明寿会	2,756円
米田 登美子	5,000円	北野東晴クラブ	1,663円
多摩東部地区平和運動センター	5,000円	上二親交クラブ(2件)	945円
福祉会館募金箱	4,346円	三鷹市赤十字奉仕団	767円
キックダーツコーナー参加者	3,700円	四ツ葉ときわクラブ	654円
にがお絵コーナー参加者	2,650円	野崎長寿会	513円
根道 一男	2,000円	加藤 多美枝	129円
永山 敬子	1,000円	匿名(1件)	9,989円
廣田 一男	1,000円		
三葉会	509円	●ボランティア基金	
		三鷹トリム体操クラブ	6,000円

みなさんの寄付をまちづくりに役立てています

(平成26年12月寄付金)

市では、寄付をしていただいた皆様のご厚意を生かすため、趣旨に沿った事業などに活用させていただきます。平成26年12月にご寄付(まちづくり協力金、ほっとベンチ寄付金を除く)を11件いただきました。

今後もみなさんからのご支援を引き続きお願いします。

◆ご協力いただいた方(敬称略)

【児童福祉のために】	ドン・ボスコ チャリティワールド	300,000円
【福祉支援のために】	大友 純一	23,451円
	株式会社丸利根アベックス	360,000円
	JA東京むさし農業協同組合(おもいやり定期預金)	640,679円
【環境保全のために】	JA東京むさし三鷹緑化センター出店者会	30,000円
	JA東京むさし三鷹地区青壮年部(2件)	36,655円
	JA東京むさし三鷹地区職員一同	116,405円
	三鷹市農業祭運営委員会	562,020円
【市政のために】	高村 真	10,000円
	登里 和夫	10,000円

その他、匿名での寄付が2件ありました。

※市へ2,000円を超える寄付をした場合、住民税からも寄付金税額控除が受けられます。

☎相談・情報課 ☎内線2131(寄付に関する相談)

●市役所代表電話
☎0422-45-1151
代表電話ダイヤル後、交換手に各課の内線番号をお伝えください。

●困りごとの相談は **市民相談専用電話**
☎0422-44-6600

●あなたのご意見を **市民の声専用FAX**
FAX0422-48-2810

●子どもを見守る **安全安心メールの登録**
✉maam@req.jp
あてに空メールを送信してください

「みる・みる・三鷹」J:COMチャンネル武蔵野・三鷹(地デジ11チャンネル) 第444回(1月18日～1月31日)
三鷹市美術ギャラリー「写楽と豊国一役者絵と美人画の流れ展」/防災関係機関連携訓練・帰宅困難者対策訓練
放送時間/月～金曜日 8:30 12:30 19:30 22:00
土・日曜日 8:30 12:30 18:30 22:00

FMむさしの 78.2MHz
「おはよう!三鷹市です」放送時間/月～金曜日 10:20～10:25
「三鷹くちこみテレフォン」放送時間/木曜日 9:45～9:55

人口と世帯 平成27年1月1日現在 ()内は前月との増減
住民登録者数:182,092人(42人減) 男:89,401人(8人減)/女:92,691人(34人減)
世帯:90,283世帯(66世帯減)

阪神・淡路大震災の発生から20年

教訓を生かし、
首都直下地震に備えましょう

☎防災課内線2284

平成7(1995)年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災は、死者およそ6,500人、全壊家屋およそ10万5,000棟という甚大な被害をもたらしました。私たちはこの時、近代都市のもろさと、「公助」を担う防災機関も被災により機能不全に陥るのを目の当たりにして、住民のみなさんによる「自助」と「共助」の大切さを学ぶ(※)こととなりました。

今年で発生から20年。私たちはあの震災の経験や記憶を決して風化させることなく、残された教訓をしっかりと生かしていかなければなりません。今後30年以内に70%の確率で発生すると予測されている首都直下地震に対しても備えを万全にして、身近な防災対策をより一層進めましょう。

※この震災により、平常時の防災活動と災害時のボランティア活動の重要性が広く認識されたことから、阪神・淡路大震災発生の日(1月17日)が「防災とボランティアの日」、1月15日～21日が「防災とボランティア週間」と定められました。

◆自助(自分の命やからだを守る)に成功するために

大地震発生直後に一番重要なことは「自分の命は自分で守る」こと。事前に行う「自助」の対策が大切です。

◇知っておこう!自宅の耐震性

→昭和56(1981)年の建築基準法改正の前に建てられてはいませんか。建物の耐震性により被害の状況は大きく変わります。

◇やっておこう!家の中の家具転倒・落下防止、ガラス飛散防止

◇置いておこう!寝ている部屋にスニーカー

◇在宅避難に備えて「3日以上」の食料・水・生活用品を準備

◇就寝中に地震が来たら、布団の中でダンゴ虫

→揺れが収まるまでは、布団から出ずに身を丸めて安全を確保します。揺れが収まってから消火や出口の確保をしましょう。

◇外出先で地震が来たら、落下物から身を守る

→直近の広場や丈夫な建物に逃げ込みましょう。道路や歩道では、その場にうずくまったり塀に近づくとは危険です。

防災リーダー 養成講座

2月1日(日)
午前10時～午後4時

地域の防災活動を率先して進めていただく方のための防災講座です。市の防災情報や防災対策を中心に、市の危機管理担当部長がお話します。

☎市、三鷹ネットワーク大学
☎同大学
☎1月28日(水)までに同課☎内線2283へ



在宅避難

災害により電気やガス、水道などのライフラインは途絶したものの、自宅での睡眠が可能な場合に自宅で避難生活を送ること。市では在宅避難を支援する「共助」の拠点として「災害時在宅生活支援施設」を整備し、炊き出しや仮設トイレの提供、情報提供などが行えるよう準備を進めています。



平成27年度 三鷹消防少年団

新入団員募集

「みたか消防体験ツアー」に参加しよう

三鷹消防少年団では、新人団員を募集します。それに伴い、ロープや消火器の使い方、はしご車の搭乗体験など、消防少年団の活動を紹介する体験ツアーを開催します。

☎2月15日(日)午前10時～正午

☎市内在住で4月から小学3・4年生になるお子さん

☎三鷹消防署(新川6-28-14)

☎☎2月2日(月)までに同団事務局☎47-0119へ



1月26日(月)は「文化財防火デー」 育てよう 歴史を守る 防火の心

井の頭弁財天や山本有三記念館など、市内には歴史を語る貴重な文化財が保存されています。火災や地震といった災害から、これら文化財を地域全体で守る意識を高めましょう。

☎三鷹消防署☎47-0119

2015年度 FC東京・市民スポボラ

新規会員説明会



☎FC東京・市民スポーツボランティア事務局
☎042-343-9540

主に味の素スタジアムで行われるJリーグFC東京のホームゲーム運営を、ボランティアスタッフ(通称「スポボラ」として支える仲間を募集しています。説明会では、活動内容の紹介や、会員登録・活動参加方法の説明などを行います。

☎2月7日(土)午後1時～2時(0時30分から受付)

※説明会の後、研修会(約1時間30分)を予定。

☎15歳以上の方(中学生は今年3月卒業予定の方)

※18歳以下は保護者の承認が必要です。

☎鹿島建設技術研究所(調布市飛田給2-19-1、京王線「飛田給駅」南口徒歩1分)

☎当日会場へ



FC東京チームマスコット「東京ドロンパ」©FC東京

三鷹市美術ギャラリー

JR三鷹駅(南口) CORAL5階 ☎79-0033
HP <http://mitaka.jpn.org/gallery/>



◆関連ワークショップ

こどもアートクラブ

同ギャラリーで3月15日(日)まで開催の「写楽と豊国一役者絵と美人画の流れ展」に併せて、関連ワークショップを行います。描いたり貼ったりつなげたり、自由に想像して浮世絵の周りの世界を広げます。

☎2月11日(祝)午前10時30分～午後3時30分

☎小学生20人

☎同ギャラリー、芸術文化センター

☎¥2,000円(材料費を含む)

☎1月29日(木)(必着)までに必要事項(11面参照)・性別・学校名を往復はがきまたはファクスで「〒181-0013下連雀3-35-1美術ギャラリー」・FAX 79-0030へ(申込多数の場合は抽選)

人気投票による

スケッチコンテスト 開催中!

☎同館 ☎42-6233

三鷹市山本有三記念館

昨年10月～12月7日に募集した「第2回山本有三記念館スケッチコンテスト」には、水彩画、鉛筆画、コラージュ、切り絵など85点の作品が寄せられました。これら応募作品のすべてを展示して、来場者と審査員の投票によって入賞作品を決定します。ぜひ投票にご参加ください。

☎1月17日(土)～25日(日)(19日)は休館 午前10時～午後6時

☎三鷹市公会堂さんさん館

◆入賞作品の展示
投票の結果、入賞した作品(山本有三記念館賞、市民賞、審査員賞各1点)は、2月17日(火)～3月22日(日)に山本有三記念館に展示します。企画展「山本有三没後40年 絶筆『濁流』も3月22日(日)まで開催していますので、併せてぜひご覧ください。

